

京都市告示第4 2 4 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年1月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区 間 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|----------|-------------------------------------|---------------|----------------------|
| 久我経102号線 | 伏見区久我森の宮町11番地の214地先から同町11番地の179地先まで | メートル 72.30 | メートル 6.00 ~ 10.40 |
| 久我95号線 | 伏見区久我西出町14番地の121地先から同町14番地の63地先まで | 68.90 | 6.00 ~ 7.00 |
| 久我96号線 | 伏見区久我西出町2番地の4地先内 | 109.80 | 9.03 ~ 17.09 |

(建設局土木管理部道路明示課)